

平成三十一年（二〇一九）三月二十八日発行
『大倉山論集』第六十五輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

金沢甚衛旧蔵資料「御料私領御用留」

古
畑
侑
亮

金沢甚衛旧蔵資料「御料私領御用留」

古 畑 侑 亮

はじめに

公益財団法人大倉精神文化研究所附属図書館には、神奈川県藤沢市に在住していた郷土史家・金沢甚衛かなざわしんえい（明治二十四年（一八九一）～昭和五十六年（一九八一））から寄贈されたと伝えられる資料群があり、「金沢甚衛旧蔵資料」の名称で貴重コレクションのひとつとなっている（全五一〇点）。

秋田県由利郡に生れた甚衛は、大正三年（一九一四）内務省へ入り、中央社会事業協会の主事として、関東大震災前後の社会福祉事業に関わった。¹職務の関係で、日本における隣保制度の歴史を調べる必要が生じ、大正九年（一九二〇）頃から五人組帳など古文書の蒐集を始めたとされる。昭和十四年（一九三九）までには内務省を致仕し、その

後は江戸時代の五人組制度の研究に没頭した。戦後は、新生活運動連盟の事務局長を務め、座談会や執筆活動も行っている。甚衛は古本屋などから購入する形で各地の古文書を蒐集し、その総点数は三万点とも言われる。集められた史料は、天皇や公家、幕府や大名・旗本、寺や神社、町や村に関するものなど実に様々であり、その範囲は職務上の必要性を越えている。このように「金沢甚衛旧蔵資料」には、職務上の参考資料としての側面と、蒐集家のコレクションとしての側面がある。研究所附属図書館には、昭和二十年（一九四五）七月一日付けで一括登録された記録が遺されており、甚衛が戦時中に疎開させたコレクションの一部を寄贈したものとされている²。

本稿は、この「金沢甚衛旧蔵資料」の中から房総地域において作成されたと考えられる「御料私領御用留」（請求記号・ウ3-116）を翻刻、紹介するものである。

御用留は、領主からの廻状や触書、あるいは村方からの願書や届書を書きとめた帳簿で、業務をこなすための手控である。廻状や触書を受け取った名主は、それを帳簿に筆写した上で隣村に廻していく。そして、最後の留村から差出者へ返却する。従来、御用留は研究者が設定したテーマに関わる内容を部分的に抽出して分析されることが多かったが、近年では御用留全体を系統的・総合的に扱う研究がなされてきている³。さらに、大庄屋や組合村などの中間支配機構の御用留を用いて、①作成主体の職掌や村政システムを明らかにすること、②御用留そのものの記録管理システムの成立と運用・機能の解明、③御用留から地域支配担当者の性格や機能の実証的な位置づけを行うことが提起されている⁴。本稿では系統的・総合的な分析は叶わないが、史料の全文を翻刻して提供することで、「文書学的な可能性⁵」をもつ御用留研究、あるいは房総の地域研究に役立てたい。

以下では、甚衛のコレクションの一部であったことに留意しつつ、「御料私領御用留」の基本的な書誌と伝来の痕跡をたどる。さらに、作成者の特定を試みた上で収録された文書の概要を紹介する。

一 概要

(一) 書誌と伝来の痕跡

「御料私領御用留」の大きさは、縦二五・〇×横一七・四×高さ一・九センチメートル。茶色の洋紙の表紙をつけて綴じ直されている。表紙には、木内書店の値札が貼られており、「慶応四年 下総布佐役所御用留記」の墨書と「吉井家」の鉛筆書き、そして「六円五拾銭」の印が捺される。木内書店は、東京都文京区本郷にあった古書店である。「金沢甚衛旧蔵資料」中には、御用留が四二点含まれているが、それらの中にも同様の値札が貼られているものが複数確認できた（以下、「表1 金沢甚衛旧蔵資料御用留一覧」を参照）。本文には、二ヶ所に赤色の付箋が挟み込まれている。一つは、高附証書を官軍会計方へ納めるべき旨の廻状（302頁。以下、【翻刻】での頁数を示す）、もう一つは、徳川撤兵方から上総国の人々へ安堵を求める旨のそれが写されている丁（303頁）である。他の御用留にも同じ付箋が挟まれていることから、甚衛による研究の痕ではないかと推察される。「金沢甚衛旧蔵資料」に含まれる御用留は、武蔵国の村々のものが一八点と最も多い。これに伊豆国が九点、下野国が四点、相模・常陸・上総・陸奥国がいずれも二点と続く。年代は、慶応から明治初年のものが多い。⁽⁶⁾ 甚衛は、御用留を通して関東をはじめとした幕末維新期における支配や村のことを探ろうとしていたのではないだろうか。

茶色表紙をめくると、もとの表紙が現れる。本文と同じ料紙が使われており、「慶応四載 御料私領御用留 辰正月 役元」と墨書される。「御料」は幕府の直轄領、「私領」は大名・旗本・御家人の領地を指す。作成者である「役元」の名前は明記されていない。

表1 金沢基衛旧蔵資料御用留一覧

番号	資料名	作成	収録文書年代	付箋	値札
27	戊御用日記	常陸国行方郡上戸村庄屋前島久五郎ㇿ	嘉永3年正月～12月		
83	御用留	武蔵国藤羅郡下奈良村名主	文政3年正月～文政6年3月 文政7年・天保2年		○
84	御用留	武蔵国藤羅郡下奈良村名主吉田市右衛門	文政6年正月～文政9年3月		
103	〔御用留〕	武蔵国埼玉郡小針村名主六左衛門	文政7年～天保9年		
106	亥御用日記	常陸国行方郡上戸村庄屋前島久五郎ㇿ	嘉永4年正月～12月		
107	〔御用留〕	伊豆国下田町名主治兵衛ㇿ	嘉永7年8月～安政2年2月		
108	諸用向控	下野国都賀郡葛生町年寄酒井与左衛門			○
109	割御用留帳	陸奥国三春藩領横道村・津島村支配名主橋本金吾	万延元年11月～文久3年2月	○	○
110	御用留	下野国安蘇郡石塚村	文久元年11月～文久2年3月		
111	御用留	武蔵国多摩郡八王子周辺宮下村名主荻島源次郎ㇿ	文久4年正月～12月		
112	長防御征伐ニ付御用金 一条組御用留	越後国小千谷組内下組村庄屋長次右衛門	慶応元年5月		
113	御用留	武蔵国葛飾郡堀切村	慶応2年12月～慶応3年正月		○
114	御屋鋪御用向留	旗本青山内記知行所年番戸田縫之丞	慶応3年正月～明治元年12月		
115	御用録	武蔵国大里郡年番名主伝右衛門	慶応3年5月～12月		
116	御料私領御用留	上総国長生郡下之郷村名主平左衛門	慶応4年正月～9月	○	○
117	御用留	武蔵国入間郡内石井村	慶応4年正月～明治2年9月		
118	御用留	相模国大住郡平塚宿	明治元年10月～明治3年7月		
119	御用書物控 沓番	陸奥国伊達郡飯坂村名主儀助	明治元年～明治4年正月4日		○
120	御用留	相模国足柄上郡井ノ口村の名主太郎兵衛	明治2年正月～明治3年3月		
121	諸用留 二番	武蔵国橘樹郡生麦村原街関口氏	明治2年正月～明治3年7月	○	○
122	御用留	武蔵国多摩郡三輪村役所	明治2年正月～3月		○
123	御用留	武蔵国藤羅郡西別府村名主幸左衛門	明治2年正月～3月		
124	御用留	下野国都賀郡東見野村	明治2年9月～明治4年9月		
125	御用録 二番	武蔵国浦和県御支配所大里郡三ツ本郡年番	明治3年4月～9月	○	
126	御用留 一番	武蔵国多摩郡本宿村名主杉田権兵衛	明治4年正月～3月		
127	御用留 二番	武蔵国葛飾郡堀切村	明治4年5月～8月	○	
128	御用留	下総国印旛郡第六大区第一小区佐倉村戸長頭取村司米造	明治5年9月～10月		
129	村用留	武蔵国上尾久村	明治5年7月～8月		
130	御用留写帳	上総国市原郡内第三十二区一画不入斗村副戸長	明治5年～明治6年		○
131	〔村用留〕	下野国河内郡香掛村の願書・手形・証文・書上等の写	明治9年まで	○	
139	御用留	武蔵国埼玉郡大塚村名主大塚静太郎（範親）	明治2年～明治4年正月	○	
140	御用留	武蔵国埼玉郡大塚村戸長大塚静太郎（範親）	明治4年正月～12月	○	
183	御願向の控	武蔵国豊島郡上蓮沼村・本蓮沼村・根葉村の願書類	慶応3年12月～明治5年5月		
184	諸書物写 四番	武蔵国埼玉郡不動岡村の御用留ㇿ	慶応2年6月～明治2年正月		
496	御用日記帳	伊豆国八丈島樫立村役所	元治2年正月～閏5月		
497	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	文久4子年3月～5月		
498	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	慶応元年9月～1月		
499	御用日記帳	伊豆国八丈島樫立村役所	慶応元年6月～8月		
500	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	慶応3年9月～1月		
501	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	慶応2年2月～12月21		
503	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	明治元年1月～12月		
504	〔御用日記帳〕	伊豆国八丈島樫立村役所	明治2年8月～11月		

註1 「〔金沢基衛旧蔵資料〕一覧」および原史料より筆者作成。「〔金沢基衛旧蔵資料〕一覧」は、研究所附属図書館 HP の「貴重コレクション」のページから PDF でダウンロードすることができる。

註2 「御料私領御用留」以外の作成・収録文書年代は、研究所附属図書館 HP の OPAC 情報による。

註3 「値札」欄は、本内書店の値札が貼られているもの。

註4 「付箋」欄は、金沢基衛によると推測される赤い付箋が挟まれているもの。

九月四日の日記記事の丁(318頁)には、「二月十一日発売」と朱字が印刷された紙片が挟み込まれており、裏面に「御料 私領御用留下総 一宮藩 布佐役所」と墨書されている(挟み込み紙2)。この紙片は、他の史料にも挟み込まれていることから、古書店あるいは甚衛が備忘として記したものであると推測される。この記述から、「大倉精神文化研究所蔵『金沢甚衛氏旧蔵資料』目録⁸⁾」では、作成者を「下総国一宮藩 布佐役所」としている。しかし、布佐に上総一宮藩の役所はない。果たして「御料私領御用留」は、どこの誰によって作成されたのであろうか。

(二) 作成者

文化二年(一八〇五)、関東地方の治安維持強化を目的として、幕府直轄領・大名領・旗本知行所・寺社領等の区別なく犯人逮捕の権限を持つ役職として関東取締出役が設置された。さらに文政十年(一二二七)、関東取締出役の活動を補完するため、一部の地域を除き関東地方に組合村の設置と、取締改革に関わる触を出した。この触では、組合村の中心になる町や村を寄場組村にし、四、五ヶ村程度を目安とした寄場組合(大組合)を設立、また寄場組合内に、三〜六ヶ村くらいで小組合を設定するよう指示している。成立時には、寄場村の名主である寄場名主と小組合の小惣代である小惣代が主に寄場組合の運営をしていたが、天保年間(一八三〇〜四四)頃から、大惣代が徐々に設置されていった。大惣代は、幕府等から通達された文書を小組合に伝達する役割、小惣代は、小組合の費用調達や意見調整等の役割を果たした⁹⁾。

「御料私領御用留」には、この組合村を通じて伝達された文書が数多く収録されていることから、作成者は組合村の役割に関わった人物ではないかと推測される。以下、文書の伝達経路に注目することで、作成者に迫りたい。

正月十六日の条では、「御取締向之儀」について、組合村々が上総国長柄郡一宮本郷村(現千葉県一宮町)へ出張

表2 一宮本郷村寄場組合一覧

組合村	現行行政区域
一宮本郷村 東浪見村 宮原村 新笈村	一宮町
下之郷村 上之郷村 大谷木村 岩井村 寺崎村 北山田寺崎村新田 北山田村 上市場村 小滝村 河須ヶ谷村 川島村	陸沢町
猿袋村	茂原市
藪塚村 水口村	長生村

註1 「行政区画変遷・石高一覧」
（『千葉県地名』平凡社、
2003年）より筆者作成。

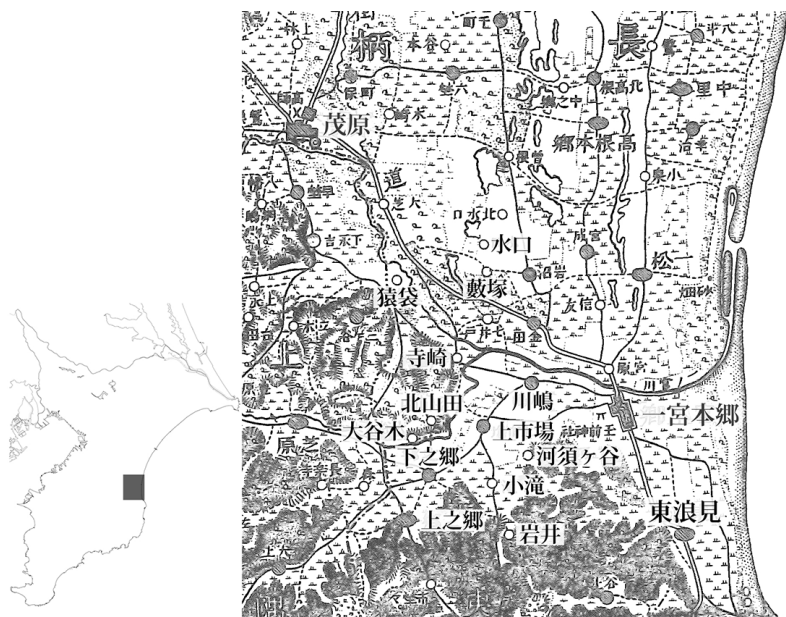
註2 川島村の一部は現茂原市。

宮本郷村外拾六ヶ村組合」は、「表2 一宮本郷村寄場組合一覧」に挙げた一六の村からなる寄場組合である。

正月十二日付の廻状は、一宮本郷村寄場名主の太兵衛と大惣代肝煎名主の吉兵衛から川島村の太右衛門・寺崎村の善兵衛・下之郷村の平左衛門・東浪見村の九郎左衛門の各小惣代へ宛てて出されたものである（284頁）。留村の東浪見村から返却するようにとの指示が書かれており、この四村の間で廻状が順達されていたことがわかる。廻状の末尾には、「右廻状正月十三日寺崎村より受取翌十四日東浪見村へ順達ス、写を以小組合へ廻ス」と授受関係が記されていること¹⁰から、作成地は寺崎村と東浪見村を除いた川島村・下之郷村のどちらかとなる。

五月十一日には、岩井村から到来した廻状を上之郷村へ順達している（305頁）。また、五月二十六日には、「一之宮鎮静方御廻り植木豊之丞外上下式拾二三人御通行、平左衛門方御小休、直御出立村役人兩人上之郷境迄御案内致ス」（306頁）、九月四日には、「一之宮御鎮撫方御廻り吉川様外上下式拾三四人二而平左衛門方御小休夫より大谷木村へ御通行、尤村役人兩人村境迄御案内いたし候事」（318頁）との記述がみられ、巡回してきた一宮藩の「鎮静方」が上之

して調印した議定書が写されている（286頁）。その末尾には、「一宮本郷村外拾六ヶ村組合」の大小惣代が名前を連ねる。一宮本郷村の肝煎名主で大惣代を務める吉兵衛と寄場役人を筆頭に、各村の小惣代の名前が続くが、村名が写されているのは下之郷村・川島村・寺崎村・東浪見村の四村までで、以下は「外組合村々一同連印」と省略されている。「一



地図 一宮本郷村寄場組合の組合村

明治17年陸軍部測量局輯製二十万分一図より西山直志氏作成。

郷村あるいは大谷木村との村境まで案内されていたことがわかる。岩井・上之郷・大谷木のいずれの村とも村境を接しているのは、下之郷村である（地図 一宮本郷村寄場組合の組合村」を参照のこと）。「鎮静方」が休憩をとった「平左衛門方」とは、先ほど確認した下之郷村の小惣代の家ということになる。

以上から、御用留の作成者は下之郷村の名主・平左衛門であると考えられる。

二 内容

「御料私領御用留」には、領主支配と広域支配に関わる廻状の双方が収録され、村内の出来事を記した記事も散見される。以下では、それぞれの概要をみていきたい。

(一) 領主支配関係

下之郷村（現千葉県睦沢町）の石高は、「元禄郷帳」では高九五六石で、幕末までほぼ変わらない。「上総国村高帳」では、上野国吉井藩領と旗本加藤領の相給で、家数一七六。「旧高田領取調帳」では、同藩領八五二石余、加藤領一〇二石余のほか幕府領三石余。吉井藩は、多胡郡吉井（現高崎市）周辺を領有した家門極少藩¹⁾で、平左衛門は同藩領の名主だった。

「御料私領御用留」の冒頭は、慶応三年（一八六七）十二月、勘定奉行並在方掛岡田忠養が布佐陣屋（後述）に在陣、下総・常陸両国の支配を命じられ、公事出入、旗本領を含めた治安維持、取締にあたることを知らせる目付からの触書にはじまる（282頁）。これを筆頭として、主に目付を差出とする廻状は、吉井藩から藩領村々に回った廻状を書き留めたものであると考えられる。

それらの中に一通だけ、一宮藩の廻状が含まれる。五月十一日付の廻状は、総督から「鎮静巨魁生殺之権」を委任され、鎮撫にあたるよう指令を受けた加納嘉元次郎²⁾（後に久宜^{ひさよし}、嘉永元年（一八四八）～大正八年（一九一九））からのものである（304頁）。それによれば、組合村々へときどき見廻りの者を派遣するので、悪徒たちがたむろし潜伏しているのを見かけたら、巡回先あるいは一宮へ訴え出ることとある。前節でとりあげた「鎮静方」の巡回は、この指令によるものだったのである。本廻状は、一宮本郷村が領主（一宮藩）から申し渡されたことを、改革組合村の活動に関連する指示であるため他領の組合村々へも転送したものであると考えられる。

(二) 広域支配関係

領主支配関係以外では、布佐陣屋から寄場（一宮本郷村）経由で回ってきた廻状が前半に多く、後半は房総鎮静方

と民政裁判所からの布達が多くを占める。挟み込み紙2に書かれていた「下総国一宮藩 布佐役所」の記述は、前者の授受関係から判断されたものではないかと考えられる。

布佐陣屋は、幕領・私領の区別なく支配国内の実情視察、土地見分などを行うため、下総国相馬郡布佐村（現千葉県我孫子市）に設置された。元治元年（一八六四）から始まる関東郡代制のもと設置が計画され、関東郡代が関東在方掛と名称を変えたのち、慶応四年（一八六八）一月十一日に完成した。関東在方掛が在陣して、幕領・私領を問わず民事・刑事を取り扱う権限をもち、幕府による安房・上総・下総・常陸四ヶ国の広域支配の拠点となることを目的に設置された。関東在方掛―関東取締出役―改革組合村というルートで広域支配を行おうとしたが、戊辰戦争で幕府が敗退するなか、この体制は二月のうちに廃止され、もとの代官支配の体制に戻される¹³。

旧幕府方は、謹慎中の徳川慶喜の意志を重んじて、上総・下総・安房三ヶ国の取締りのため三月三日付で総房三州鎮静方を設置する。総房鎮静方は、組合村を利用して次々と触書を出していった。三月二十七日付の廻状に添付された「触書」では、房総の治安を維持するため、信太歌之助（歩兵指図役格軍事掛手付）と阿部邦之助（元目付）が就任したことが触れられている（293頁）。さらに、同封された「申論」では、三百年にわたる旧幕府支配の「御国恩」に報いよと説く。押し込みや強奪を行う者や人心を騒ぎ立てる者がいたら「御国恩相弁候者共」は駆けつけて鎮静せよ。もし刃向かってきて手に余り「打殺切殺」してしまった場合でも廻村先へ申し出れば問題ないように取り計らうと書いている（294頁）。総房鎮静方は、数十の部下と大砲・小銃などを持ち、仮役所と称する複数の活動拠点を配置、農兵を取り立て、旧来の交通組織を利用して房総の各地を巡回していった¹⁴。

七月九日に小惣代が一宮に向いて会合したときに回覧された写しを見ると、江戸鎮台が設置され、これまでの評定所は民政裁判所と名称を変えたことが書かれている（306頁）。この頃江戸では、町奉行・寺社奉行・勘定奉行が廃

止され、市政裁判所、寺社裁判所、民政裁判所が新たに設置されていた。以後、新政府の組織が個別領主支配と並行して広域支配を行っていくが、新政府も当初は改革組合村を使って村々を支配した¹⁶⁾ことから、新政府の組織から寄場（一宮本郷村）経由で廻状が回ってくるようになったのである。

以上見てきた広域支配関係の廻状は、寄場・大惣代から小惣代へ宛てたものである。小惣代の平左衛門はそれを写して、小組合の村々に廻状を流す役割を果たしていたと考えられる。

(三) 日記記事

「御料私領御用留」には、文書の写しだけでなく、日記風の記事も見受けられる。

たとえば、五月から六月初旬にかけての日記記事を拾っていくと、この時期、下之郷村周辺では天候不順にみまわれていたことが窺える。五月八日に「雨乞年番」の北山田村から来た廻状には、先月から雨天が続いているため「天気祈祷」を行いたい旨が記されていた（304頁）。これを受けて、翌日から村方で日待を行い、それぞれで社参することと記している。五月十二日には、恒例の「稲虫送り日待」を行い、雨が止まなかったためか二十三日にまた「天気祈日待」をしている（306頁）。五月十八日の記事では、「尾張山道普請」について例によって岩井村へ「橋々」を修繕してくれるように申し遣わしたことにともな、「山明」は二十日のつもりであると一同へ伝えたが、雨天続きのため順次先延ばしにする旨が記されている（305頁）。

六月朔日には、村内の上宿や下根方の惣代たちが「田方一円水干揚り候二付、堰水出し呉候様」と善八なる人物を取次に願ひ出てきた。そこで、水番の金左衛門へ申し付けて、三日から大坊・東谷・小谷の三ヶ所の堰水を出した。さらに四日には、上根方一同から願ひ出のあった入山津の堰を出水することについても金左衛門から願ひがあったの

で許した（306頁）。金左衛門については、正月十五日の条に「一、水番 金左衛門 長年」との記述がみられ（286頁）、用水を管理する役職に就いていた人物であると考えられる。

続く条には、奉公先の屋敷を出奔した下八郎兵衛の忤・丑松が三、四年ぶりに帰村し「此節世上物騒之折柄行所なく無是非参り候様ニ落入候」との理由で許された記事が書かれる（306頁）。さらに、「御料私領御用留」の末尾は、年来親の勘当を受けていた上宿の藤吉が改心して、「当時世上物騒之折柄無扨婦参願候筋」にもあたることから、親戚のもとに預けて様子をみた上で、九月十八日に会所へ呼び出されて許された記事で終わっている（322頁）¹⁷。世情が落ち着かない中、やむを得ず村に戻ってくる人々がおり、村の側もそれを受け入れていたのである。

このように「御料私領御用留」には、民俗行事や農業に関する記事、あるいは村の中で小さな事件についての記述が散見される。記述量は必ずしも多いとは言えないものの、最幕末の下之郷村近辺の様子を垣間見ることのできる史料として貴重なものと言えるだろう。

おわりに

以上、「御料私領御用留」の概要について紹介してきた。同御用留は、金沢甚衛が古書店から購入した御用留のひとつであった。さらに分析の結果、下之郷村の吉井藩領の名主で小惣代を務めた平左衛門によって作成されたものであることが明らかとなった。領主支配、広域支配の双方の廻状が筆写されているのに加え、村内の出来事に関する日記記事も確認できた。

ただし、収録された文書自体は必ずしも珍しいものとは言えず、他地域の御用留に収録されているものも多い¹⁸。加

えて、幕末以前の下之郷村の文書は、散逸してしまったものが多く、名主の平左衛門についても下之郷村のどの家の人物であったのか特定することは現在のところ難しい。

『藤沢市史資料所在目録稿』第四集には、下之郷村の御用留として、①（村用留）（文化八～九年）、②「御料私領御用」（天保十二年）、③（村用留）（天保十四～十五年）、④「御料^{マツ}私領御用留」（嘉永三年）が掲載されている。¹⁹原本の所在は不明だが、①～③については藤沢市文書館所蔵のマイクロフィルムによって閲覧することができた。いずれも作成者は平左衛門ではないが、吉井藩等からの廻状の写しが筆写され、日記記事も多くみられる。内容に立ち入った分析が必要であるが、とくに②は性格が類似しており、今回紹介した「御料私領御用留」に先行する御用留ではないかと推測される。これらの御用留は、当時の下之郷の様子を伝えるものとして、地域においては数少ない大切な史料と言えるのではないだろうか。今後、周辺地域の文書群から下之郷村に関わる史料を発掘していくことで、幕末以前の下之郷村のことがより明らかになっていくことを期待したい。

この他にも甚衛のコレクションには貴重な史料が含まれている。元の文書群を離れて古書店等から購入されたものであるために扱いは難しいが、一点一点中身を確認していくことで、新たな史実を掘り起こせる可能性がある。²⁰また、甚衛の考証には誤りもあり留意が必要だが、それらを含めた蒐集・研究の痕跡を拾っていくことで蒐集家としての甚衛の関心にも迫ることができるのではないだろうか。

付記 本稿は、平成三十年（二〇一八）五月二十六日に一宮町中央公民館で行われた文化財連続講座第一回「幕末・明治の一宮と加納家」における講演「布佐村陣屋からみえる幕末の一宮―金沢甚衛旧蔵「御料私領御用留」の紹

介にかえて―」の内容を修正、再構成したものである。講座を企画していただいた一宮町教育委員会の江澤一樹氏をはじめ、当日参加していただいた方々に心から御礼を申し上げます。

調査の過程で貴重な助言をいただいた船橋市郷土資料館の小田真裕氏、千葉県文書館の児玉憲治氏、睦沢町歴史民俗資料館の久野一郎氏、藤沢市文書館の山田之恵氏にも感謝申し上げます。

注

- (1) 「執筆者紹介」(『交通文化』八、一九三九年)。甚衛は、国際交通文化協會の機関紙である『交通文化』に近世の交通や五人組制度に関する三本の論文を執筆している(徳川時代東海道の交通量』八、一九三九年・「五人組制度と交通」二二、一九四三年・「五人組制度と外人―安政来航当時の新条目」二三、一九四三年)。中央社会事業協會は、「社会事業の指導連絡を図ると共に其の調査研究並啓発宣伝を行ひ以て本邦社会事業全般の健全なる発展を期する」ことを目的として設立された社会福祉の中核団体。甚衛は、大正六年(一九一七)から同十三年(一九二四)まで同協會に勤務した(『会報』『社会事業』八(七)、一九二四年)。

- (2) 以上、「大倉精神文化研究所蔵「金沢甚衛氏旧蔵資料」目録」(『大倉山論集』四八、二〇〇二年)、平井誠二「展示会「図書館の貴重コレクション展」(『大倉山論集』六一、二〇一五年) 他を参照。金沢甚衛旧蔵資料は、附属図書館HPのOPACより検索することができる。なお、藤沢市史編さん室が調査・作成した『藤沢市史資料所在目録稿』第四集(藤沢市史編さん室、一九七一年)には、甚衛自身が作成した目録をもとに六五〇〇点の資料(一部研究所に寄贈された資料を含む)が記録されており、甚衛のコレクションの面影を伝えている。

- (3) 森安彦「『御用留』の性格と内容(一)」「(八・完)―武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討―」(『史料館研究紀要』一九・二七、一九八八―一九九六年)、岩田みゆき「武州足立郡新染谷村守富家の御用留(一)(二)」(『浦和市史研究』五・六、一

九九〇・一九九一年）他。

- (4) 籠橋俊光「御用留に見る水戸藩大山守・山横目の御用」(『近世藩領の地域社会と行政』清文堂、二〇一二年。初出一九九七年)。籠橋氏の提起を受けた研究に、渡辺尚志「文化・天保期の大庄屋と地域社会」(同編『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年)、野尻泰弘「鯖江藩大庄屋の職掌」(『近世日本の支配構造と藩地域』吉川弘文館、二〇一四年。初出二〇〇四年)他がある。

- (5) 前掲注4 籠橋二〇一二、二〇頁。

- (6) 幕末から明治にかけては全国的に多くの御用留が作成されていることから、御用留の現存状況に規定された可能性もある。

- (7) 同紙には、「慶応四年 ウ3・116」とのペン書きも見られるが、これは研究所への受け入れ以後に書かれたものと推察される。

- (8) 『大倉山論集』(四八、二〇〇二年)。

- (9) 『千葉県の歴史』通史編 近世1 (千葉県、二〇〇六年)。

- (10) 授受関係が明記されているもののうち、約半数が寺崎村から「至来」し、東浪見村へ「相達」している。

- (11) 木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』第二卷 関東編(雄山閣出版、一九九〇年)。明治元年二月に松平の号を廃し、居所の名をとって吉井と改称した。「御料私領御用留」にも改称を周知する三月十日付の触が収録されている(293頁)。木内書店の値札に「吉井家」と鉛筆書きがあるのは、改称後の吉井藩のことを指していると考えられる。

- (12) 筑後三池藩藩主立花種道の二男。加納久恒の養子となり、慶応三年(一八六七) 上総一宮加納家四代藩主に。維新後、新潟師範校長等を務め、明治十四年(一八八二) 判事に転じ、大審院検事、鹿児島県知事を歴任。貴族院議員。農業指導の中央機関である帝国農会初代会長として、農会の設立にも尽力した。(『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年他参照)。

- (13) 飯島千秋「幕末期幕府の関東支配」(津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂、一九八九年)、高橋実「新規関東郡代制の成立と展開」「慶応幕政改革と関東在方掛制の展開」(同『幕末維新期の政治社会構造』(岩田書院、一九九五年)。

- (14) 「関東徳川支配の構想とその特質―房総三州鎮静方活動を中心に―」(前掲注13 高橋一九九五)、『千葉県の歴史』通史編 近現

代1（千葉県、二〇〇二年）。

(15) 二月十九日条の丁に挟み込まれた挟み込み紙1（292頁）もほぼ同文であり、本文の写しである可能性がある。

(16) 前掲注9『千葉県の歴史』通史編 近世1。

(17) もとの裏表紙が存在しないことから、以後の分と分割された可能性も考えられる。

(18) 『柏市史資料編七 諸家文書上』（柏市、一九七〇年）、『取手市史』近現代史料編 第1巻（取手市、一九八八年）、『市川市史編さん事業調査報告書 幕末期の御用留―曾谷村を廻った文書群―』（市川市、二〇一七年）他。

(19) 前掲注2『藤沢市史資料所在目録稿』第四集、八一頁。「町・村法 町・村況」・「御用留・上総国」・1・2・3・4。

(20) 「金沢甚衛旧蔵資料」中の史料を使った近年の成果としては、岡崎寛徳編著『遠山金四郎家日記』（岩田書院、二〇〇七年）、同「江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名―用立・饗応・勝手向奉公―」（『大倉山論集』六四、二〇一八年）、小田真裕「明治五（一八七二）年、印旛県第七大区一小区の文書管理」（『成田市史研究』四〇、二〇一六年）他がある。

【凡例】

- 一、原史料の体裁は、紙幅の許す範囲内で再現した。
罫字・平出も反映している。
- 一、翻刻者の判断で読点および中点を補った。
- 一、史料中の漢字は、固有名詞を除いて常用漢字に改めた。
- 一、変体仮名は、ひらがなに改めた。ただし、助詞の江（え）、而（て）、之（の）はそのままとした。
- 一、合字はすべてひらがなに改めた。
- 一、虫損等により判読不可能な箇所は□で示した。
字数が推測できる場合は字数分を□で示した。
- 一、明らかな誤字には、（ママ）を右行間に付した。
- 一、割注は（ ）、後筆挿入は（ 〉 ）で示した。
- 一、印章は（印）で表記した。
- 一、史料の翻刻を古畑が、校正を北村厚介氏が担当した。

【翻刻】

（外表紙）

「慶応四年（吉井家） 金六円五拾銭

下総布佐役所御用留記

（内表紙）

「 慶応四載

御料
私領御用留

辰 正 月 役 元

旧臘廿八日出立定例御飛脚当四日帰村ニ付御触書左之通
一、今般下総国布佐村陣屋江岡田安房守在陣、安房・上
総・下総・常陸国支配国ニ被 仰付公事出入其外小給所
取締向等之儀先達而木村飛驒守上州岩鼻江在陣ニ付追々
相触候通安房守儀も同様取扱候筈ニ候間、得其意同人江
可被談候、右之通安房・上総・下総・常陸国御料并領分
知行有之面々寺社共不洩様可被相触候

十二月

一、今般下総国布佐村陣屋江岡田安房守在陣被 仰付安房・上総・下総・常陸国御仕置筋之儀取扱候二付而は差図可被請候、万一非常之節は勿論平常も人数入用之節は最寄居城并陣屋有之面々へ相達候二可有之候間兼而其段相心得達次第人数可被差出候右之通安房・上総・下総・常陸国領分知行有之面々へ可被相触候右之通従公儀被仰出候間総州御領内へ可被相触候、以上 目付

十二月

市在取締之為当分之内御府内出口所々江関門御取建相成候諸士之分は其主人又は重役より何方へ家来幾人差遣候旨断書百姓町人は所役人之添書持参無之ニおゐてハ出入共一切通行差留、尤断書添書は関門ニ而相改疑敷子細も無之候得は於同所切手相渡候間関門相越候而右切手所持不致旅人は御府内は勿論道中筋并在々ニ而も決而旅宿為致間敷、且右改を不受押而通行可致と仕成、又は旅行切手所持不致旅人は無用捨召捕、若手向および候ハ、切捨候筈二候、尤當時出府途中ニ而関門通行方不相弁者共ハ

関門ニおひて篤と相糺疑敷筋無之候ハ、相通候筈候右之趣御料私領寺社領共不洩様可被相触候
右之通万石以上以下之面々へ可被相達候

十二月

右御廻状正月七日山根村へ順達、八日桜谷より至来、九日須ヶ谷村へ相廻ス

以廻状得御意候、春寒之節御座候処愈御堅勝奉賀上候、然ハ関東御取締御出役木村信一郎様今七日当駅御廻村御止宿被遊候間此段不取敢御案内得御意度如斯御座候、以上

正月七日

右廻状正月九日一宮本郷村出寺崎村順達二付市在取締之ため当分之内御府内出口所々江関門御取建相成諸士之分は主人又は重役より何方江家来幾人差遣し候旨断書百姓町人は所役人之添書持参無之ニおゐてハ出入共一切通行差留置、断書添書は関門ニ而相改、疑敷子細も無之候得は於同所切手相渡候間右切手所持不致旅人は御府内

は勿論道中筋并在々二而も決而旅宿為致間敷、且改を不請押而通行可致と仕成、又は旅行切手所持不致旅人は無用捨召捕、若及手向候ハ、切捨候筈二候、尤當時出府途中二而関門通行方不相弁もの共は於関門篤と相糺疑敷筋無之候得は相通候筈候右之趣御料私料寺社領とも不洩様可被相触候

十二月

市在御締之ため御府内出口江関門取建相成別紙之通御書付出候間、旅人止宿之節引合印鑑寄場壹ヶ所二而拾八枚ツ、相渡候

一、大小惣代寄場役人道案内之者御用ニ付往返候節御関所并口宿関門通印鑑寄場壹ヶ所二而先拾枚ツ、相渡候間御用之節は右印鑑所持往返可致、尤不足之分は追々可相渡候

一、馬喰町御用屋敷詰三分御代官方より御用出之者印鑑所持いたし候間為心附寄場（江右引合印鑑壹枚ツ、相渡候

右之通相心得寄場壹ヶ所二而引合印鑑拾九枚、返り印鑑

拾枚ツ、請所寄場下江令請印残印鑑相添刻付を以早々順達留りより吉田鄰助方江可被相返候、已上

辰

正月六日 関東御取締出役 印

前書御触之趣御案内申上候間、小組々無洩落早々御通達御座候様仕度、此廻状日次いたし早々御順達留り東ら見村二而不留置御返し候可被下候、已上

一之宮本郷村寄場名主

太兵衛

正月十二日

大惣代肝煎名主

吉兵衛

川嶋村小惣代名主

太右衛門様

寺崎村々

善兵衛様

下之郷村々

平左衛門様

東ら見村々

九郎左衛門様

関東在方御役今井田安太郎様・西山義武太郎様御廻村ニ而今十二日当駅被遊御止宿候間、此段御案内申上候、右得御意度如此御座候、已上

右廻状正月十三日寺崎村より受取翌十四日東浪見村へ順達ス、写を以小組合へ廻ス

一、正月十三日定例初日待宮祈祷神前式無滞相済候事以廻状得御意候、寒氣強御座候処愈御堅勝御清適奉賀候、然は当御時節ニ付関東御取締御出役中様より御締向之儀ニ付御触之趣先日申上候処猶又此程被仰出候間御相談之上右御趣意相守候様仕度奉存候間御名代ニ而無之是非共御操合明十四日早朝より当宿玉の井八藏方へ御出会被下度奉存候、委細其節可得御意候、草略頓首

正月十三日

方今之御時節別段関内御取締向之儀御沙汰之趣も有之候

間、街道筋脇往来止宿之旅人名住所得と承し、今般御触之趣を以止宿被致怪敷ものは捕押置可致注進川筋渡船場等見張差出置同様取計海岸之場所は乗船上陸取締方等嚴重ニ可被取計候、追々自分共廻村之上委細は可申渡候得とも先ツ此段不取敢相達候、大小惣代寄場役人申合組合村々役人共江申談無手抜可被取計候、此廻状寄場下令請印刻付を以急速順達留りより可被相返候、以上

関東御取締出役

辰正月十日

不詰合無印

木村信一郎

吉田傳平次判

右御触ニ付正月十四日大小惣代出会評議之上先年野州一条之節取締向申合候振合ニ而猶又組合村々取締方議定書致候筈、右之趣小組合へも相達し十六日村々一之宮迄出張調印議定致候事、但し議定書は先ニ記有之

一、正月十五日定例初寄合御仕置書説為聞、猶又前御取締より御触之通申聞、先年野州一条之節申渡候心得ニ而

取締方嚴重可被心得旨相達候事、猶又例式初普請手樋さ
らひ明後十七日取極

一、水番 金左衛門 長年 一、山番 吉右衛門 長年

一、井土田破候番後原堰・水番兼帶添田庄右衛門 長年

ノ

右之通取極無滯相済候事

一、正月十六日前御取締向之儀〔二付〕組合村々一宮へ
出張調印致候議定書左之通

組合議定之事

方今之御時節別而関内御取締向之儀被仰出往來止宿之旅
人名・住所得と承り糺し今般御触之趣を以止宿被致、怪
敷ものは捕押置可致注進、川筋渡船場等見張差出し置同
様取計、海岸之場所は乗船上陸取締方嚴重二取計、大小
惣代寄場役人申合組合村々役人共申談無手抜可被取計旨
御廻状を以被 仰達候二付一同出会相談候之上申合左

二

一、浪人鉢之もの集屯いたし候義は勿論、脱走之浪人又
は無宿悪党其外胡乱成もの共立廻り候ハ、見懸次第捕押

其御筋江差出可申事

一、脱走又は悪党共大勢二而横行いたし候節は兼而申合
〔置〕候磐木又は寺院等二有之半鐘等三ツ切相鳴候ハ、
方今之非常と相心得銘々得物を携組合村中其場江駆附支
配自他之無差別居合候村役人之差図を請捕押可申、若剛
強もの二而手余り候節は無抛御触之差^付二取計可申事

一、異変有之節合図之三ツ切打鳴し候ハ、其所番人とも
兼而相渡〔置〕候得もの其外持参早速駆付村役人差図を
請捕押可申旨兼而可申付置事

一、組合村内橋々等之義は橋番人江道案内人又は村方之
もの相加り往來旅人等心附可申、品二寄村役人等も詰合
見張可致事

一、海岸筋江怪敷船等乗来り候ハ、三ヶ村水主共差出し
差押置可申、若手余り候ハ、合図次第組合村々大勢罷出
捕置可申事

一、火附盜賊等之風聞有之候ハ、時日を不移探索可仕手
筈申合候通り無手抜可被取計事

一、諸入用向之儀は前々之通組合村々惣高割之事

一、諸浪人止宿は勿論合力等一切相断可申、若彼是不当申もの有之候ハ、捕置其御筋江差出可申事

一、乞食非人等村内へ不立廻、堂塔野山等へ止宿不致様番人共へ見廻り方可申付置候事

付、番人共へは夫々手当向心附可遣事

一、悪党共捕押之節手疵負候ものへは夫々怪我之輕重二寄手当可致、若死亡および候節は跡相続之手当可致事

付、他組へ参り怪我いたし候ハ、其村并身元両組合

二而出金之事

右は関内御取締向厚以 思召被 仰出村々安心産業相當候段一同難有奉存、御趣意之旨相守不取締無之様可仕候、依之組合村々各村連印議定書如件

一宮本郷村外拾六ヶ村組合

加納嘉元次郎領分

一宮本郷村

大惣代

肝煎名主

慶応四辰年正月

吉兵衛

寄場役人

名主

太兵衛

年寄

長兵衛

々

茂七

松平鉄丸領分

下之郷村

小惣代名主

平左衛門

脇坂□三郎知行

川寫村

小惣代名主

太右衛門

吉良源六郎領知

寺崎村

小惣代名主

善兵衛

土方出雲守知行

東浪見村

小惣代名主

九郎左衛門

外組合村々一同連印

差上申一札之事

方今之御時節関内在々別段御取締向之義心得方左之通り
被 仰渡候

一、市在御取締之ため御府内出口江関門御取建人改相成
候御趣意ニ付今般御触之趣厚相弁旅籠屋共も旅人名住所
逸々得と承り糺し人体能々見届為致止宿素より関門切手
も不致所持怪敷ものは大小惣代寄場役人之内申出不通捕
押置、早々御注進可申上、尤惣代寄場役人道御案内人
時々茶屋旅籠屋見廻り可申事

但し旅人名住所旅籠屋共より日々書出させ寄場江
取集置当御出役様方御廻村序御見届可被成筈之事

一、組合村々之内怪敷もの潜伏は勿論、立廻り候有無聊
無油断心付ケ怪敷もの有之候ハ、捕押置御注進可申上往
還筋脇道等通行の旅人精々心附ケ可申事

一、御府内江旅人渡海之義差定り候場所之外乗船為致間
敷候、且荷船・漁船等旅人便船之儀相頼ミ候共是又決而
乗船為致間敷事

但し上総国木更津村其外御府内江旅人渡海之場所は別
段嚴重取締向被仰渡候事

一、徒党を相企、又は不審成もの徘徊いたし自然集屯之
萌有之候坎、仮令風聞たり共右様之儀は速ニ御注進可申
上、山寄村々は別而心附可申上事、右之通相心得組合
村々江無洩落早々及通達大小惣代寄場役人共厚申合組合
村々見廻り精々心附今般之御趣意貫徹いたし候様聊無手
抜可取計旨被仰渡其餘御口達之趣共承知奉畏候、依而御
請書差上申処如件

慶応四辰年正月

以廻状得御意候余寒強候得共愈御堅勝奉賀候、然は関東

御取締木村信一郎様矢貫村御廻村先江大小惣代寄場役人御呼立ニ付兩人罷出御用相伺候処別紙御受書并御口達を以御締向被 仰付候間右御案内申上候、兼而当組合之義は先日御調印ニも相成儀ニ而又候右之次第ニ付何分ニも御趣意相貫御締向行届候様仕度奉存候間呉々御配慮被下度、此段得御意候、已上

一宮本郷村

寄場名主

正月廿一日

太兵衛

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

右廻状正月廿二日寺崎村より受取翌日東浪見村へ順達ス、写ヲ以小組合へ達ス

一、正月廿三日夜三夜構下太左衛門当番ニ而構中一同打寄夜四ツ時頃少々勘定向有之勘定いたし居候処へ盜賊五人程参り右有合候金錢奪取出走いたし候趣廿八日組頭八郎右衛門より届ケ有之聞置

一、下惣次左衛門忤三次郎先年御屋敷御奉公中御屋敷出奔いたし其後村方へ不立帰其俣ニ居候処、此節先非後侮致改心帰参相願度（二月四日夜参り候）趣組頭八郎右衛門江組合之者共より伺として願出候内、八郎右衛門申出候ニ付先当人へ三日遠慮申付候事

二月七日三次郎遠慮惣代一同侘ニ付当人呼取利解申聞差許し遣ス

今般（下総国）布佐村陣屋江岡田安房守在陣安房・上総・下総・常陸国支配国ニ被 仰付公事出入其外小給所取締向等之儀先達而木村飛驒守上州岩鼻江在陣ニ付追々相触候通安房守義も同様取扱候筈ニ候間得其意同人江可被談候右之通安房・上総・下総・常陸国御料并領分知行有之面々江寺社領とも不洩様可被相触候

卯十二月

右之通被仰出候間可得其意先達而木村飛驒守上州岩鼻江在陣ニ付追々被仰出候大意は別紙之通り候条是又得其意組合村々へは寄場村より早々通達可致候刻付を以無遅滞

順達留りより可相返もの也

辰正月廿七日

布佐

午中刻

御役所

関内之儀は多くハ小給所入会ニ而自然取締不宜候間、向後御仕置行届取締も相立万民難義不致様ニと之御趣意を以先般木村飛驒守新規関東郡代被 仰付上州岩鼻陣屋

辰二月六日

吉兵衛

江在陣之上夫々取計候処、郡代名目御廃止後在方懸り御勘定奉行ニ而右之通り取計遣候、就而は其所支配領主お

右廻状二月五日寺崎村より到来、七日東浪見村へ順達写ヲ以小組合へ相廻ス

ゐて取締筋弥嚴重可申付義ニは候得共村々役人共も右之御趣意難有儀を相弁取締筋精々世話可致候

一、古宿戸右衛門養子昨年中より家名引立候積ニ而此節

一、公事出入之義双方支配之分は布佐陣屋おゐて取捌遣候間他支配他領へ相懸り候出入は其支配領主添翰目安懸を以右陣屋江可訴出候

家作ニ取懸り候得共、諸色高直旁引統相統方難義ニ付隔月位ニ実家へ参り度趣右ニ付当老ヶ年之処夫役除組頭清兵衛より願出候間其段聞済遣ス

一、支配国内万石以下知行所之分は取締向は勿論公事出入吟味筋等一般御料ニ准し取扱候条得其意、諸願筋等有

一、組頭亀五郎御奉公人才料として正月廿七日出立御用済二月九日夜無滞帰村致ス

之候ハ、村役人添翰いたし、右陣屋江可訴出候、尤取箇筋并百姓家相統等之義は地頭断無之候得は不取上筈ニ候

御家老職 古山市左衛門
御勘定奉行 酒井清兵衛

右之通被 仰付候、以上

辰二月

当家江戸役所詰

高橋求馬

山際級司

松永多宮

同学州

大畑図書

右神祇道用向有之安房・上総・下総三ヶ国江為出役来候
廿九日当地発足、右国々巡行致し其御領分江も罷越当家
配下神職旅宿へ呼出し談しニおよひ候ニ付当節柄紛敷も
のニ混し不申候様御断申置候間乍御面倒御領分中江御通
達被下候様致度此如奉頼候、以上

辰正月

吉田殿家関東執役

大角 金吾

右二月十日拝見、翌十一日須ヶ谷村へ順達、十五日東町
より到来、十六日山根村へ相達ス

以廻状得御意候、寒氣未タ去兼候得共各様愈御機嫌克可
被成御座奉賀上候、然は先月中関東御取締御出役様より
村々締向被仰渡候ニ付其節御相談申上置候処、猶亦右之
儀ニ付急速御相談申度儀御座候間、明廿一日朝飯後当宿
玉の井八藏方へ無御名代御参会可被下候其節万々可申上
候、已上

一宮本郷

月番名主

惣右衛門

二月廿日

大惣代

吉兵衛

右二月廿日一之宮より持廻りニ而至来、翌日組頭庄兵衛
差遣候処、追々物騒ニ付一ツ忝郷より非常之節一之宮人
足差出し訪番致呉候様度々頼ニ預り候ニ付、組合へ無沙
汰ニ取計候も如何ニ付御相談申候趣

此度岡田安房守儀清水附小普請組支配被 仰付候ニ付
布佐附支配国并同所附御料所迄も当分之内右御用平岡越

中守取扱候間得其意組合村々へは寄場々々より早々可被
通達もの也

布佐

辰二月十九日 御役所

右御廻状二月廿四日寺崎村より受取、翌日東浪見村へ順
達ス

(挟み込み紙1)

「追而此触書元取締組合親村より写取組合限り刻付
を以相廻し村々令請印留より宿村継二而民政裁判

所江可相返候、以上

今般江戸鎮台被差置、元評定所之儀は民政裁判所と御唱
替相成、関八州村々公事出入諸願筋旧幕勘定奉行江申出
候分取捌遣シ候間、諸事は迄之通可相心得候事

右之通関八州村々役人小前末々迄無洩可触知もの也

辰六月廿九日民政裁判所御判

覚

一、金五両也 非常見廻り方ニ付宮原小屋頭

休兵衛給金半年分

一、金五両也 前同人共へ渡置候非常三ツ道具拵代

一、金三分式朱ト 前同人共へ渡置候提燈高張拵代

三百文

×此銀六百五拾四匁三分

此わり高老石ニ付銀六厘貳毛五匁

一、銀三拾七匁 川嶋村 一、銀三拾三匁 上市場村

五分 七分五厘

一、銀拾匁 小瀧村 一、銀四匁 川須ヶ谷村

三分七厘五毛

一、銀七拾匁 寺崎村 一、銀八匁壹分 猿袋村

貳厘五毛

一、銀八匁七分 水口村 一、銀三拾貳匁 北山田村

五厘 五分

一、銀拾匁 藪塚村 一、銀五拾九匁 下之郷村

三分七厘五毛

一、銀七拾五匁 上之郷村一、銀三拾五匁 大谷木村

一、銀三拾匁 岩井村 一、銀八拾壹匁 東ら見村

六分貳厘五毛 貳分五厘

一、銀拾五匁 宮原村 一、銀拾壹匁 新笈村

六分貳分五毛 貳分五厘

一、銀百三拾壹匁貳分五厘 一之宮村

ノ

右之通非常見廻り方ニ付小屋頭休兵衛給金半年分并諸道具拵代書面之通割合いたし候間乍御世話御取集御出金可被下候、以上

大惣代肝煎名主

吉兵衛判

二月廿三日

寄場名主

惣右衛門判

一、二月廿八日村方惣代共一同立会種おろし相談取極候

三月六日 種おろし 同廿四日 揚ケ

殿様御儀三月四日 御入国被遊候此段五ヶ村共相心得

可申候、以上

從

朝廷被 仰出候品有之候ニ付松平之

御称号御改以来奉称

吉井候事

右之通被 仰出候間総州御領内へ可被相触候、以上

目付

三月十日

吟味役中

一、三月廿九日種蒔上り、八日日待初日

触書

此度房総鎮靜方御委任被 仰付候御趣意は近来悪党共

在々所々徘徊いたし人民難儀および候趣相聞、依而は右

等之徒有之候ハ、早々可申述候速ニ鎮靜安心家業相成候

様致遣し候間、右之條村々小前末々迄不洩様可申聞候

慶応四辰年三月

総房三州鎮静方御委任

信田歌之輔

安房・上総・下総

名主

組頭

小前末々迄

申論

房総辺不穩良民難義および候哉之趣ニ付此度三ヶ国鎮静方御委任被仰付候間其方共江申論候義は三百余年来父母妻子養育いたし安穩ニ家業相続仕来御国恩之厚を誰か忘失すへけん哉、故ニ当時ニ至り候而は、尚又男子たるものは忠義報国之者なくんはあるへからず、草庵有志之者共一いたし良民難渋不成様いたし遣度ニ付、右を厚相心得寄場役人大小惣代之ものは愈忠義之心を興し可申候、依而は其村々江押込却奪いたし候者、又は人心騒立候之徒立廻り良民之害ニ相成候ハ、銘々御国恩相弁候者共早

速出張、面々所持之器械等勝手次第第二相携急速鎮静之手当可被致、若又不法手向等いたし手余り候ハ、打殺切殺候ハ、鎮静方廻村先江相届候得は少しも難義不成様取計可申候、且又其節壹番貳番之功を立候者は御褒美として金何両ツ、一同相統之上兼而相定置可申出候、鎮静方ニ而取計可遣、且其節討死いたし候ものは御委任場所三ヶ国より父母妻子養育手当可被致候間厚相心得可申、若衆人ニ抽大功を相立候ものは廻村先へ可申出候、早速其地江罷越取計遣可申間此段村役人共厚相心得小前末々迄不洩様能々申聞可得其意、若又御国恩忘却いたし忠義之志無之今般之御趣意を輕し民心動揺為致、良民之憂を醸し候者は三ヶ国探索之もの共より告来候ハ、一応吟味之上急度可為嚴刑、又良民共之中より御国恩を弁誠心を抽候者は後日廻村之砌武器等も相渡し尚又功之大小ニ寄其筋江申立夫々身分取立可遣候間大小惣代村役人小前末々迄可被得其意候

今般阿部邦之助様房総三ヶ国鎮静方被仰付、昨廿六日当

駅御廻村御口達之覚

一、悪党共直々江立廻り良民難義及候様之義有之候ハ、
可及注進速ニ出張鎮静之取計可致事

一、村々ニおひて損益之義有之は可申立事

一、諸願向等之儀有之候ハ、其節手輕ニ取計可申事、右
之通被

仰付候ニ付而は組合村々地頭領主姓名并村役
人共名前等可書出旨御達しニ付小組合村々之分も御取集
来月二日迄二大惣代肝煎名主吉兵衛方迄御届可被下候、
且前書御締向其外共巨細之義は尚追々可申上候、先は
〈不〉取敢右得御意度如斯御座候、以上

三月廿七日

別紙式通御達しニ付此段御案内申上候小組合限り御達し
可被下候、早々以上

一宮本郷村

寄場

名主

辰三月廿七日

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

長兵衛

以廻状得御意候、愈御堅勝奉賀候、然は総房鎮静方阿部
邦之助様附属石井誠司様外拾三人一昨六日御先触ニ而、
当駅御止宿之处、今八日御廻村御昼喰ニ而直御継立ニ相
成候間此段御案内旁如斯御座候、以上

一之宮本郷村

寄場名主助

七郎左衛門

大惣代

吉兵衛

辰

四月八日

覚

禁裏御守

泉涌寺配菓

蒼龍丸

一、四貼代銀四匁川嶋村 一、三貼代銀三匁上市場村

寄場役人

一、壹貼代銀壹匁小瀧村 一、壹貼代銀壹匁川須ヶ谷村

名主助

一、七貼代七匁 寺崎村 一、壹貼代壹匁 猿袋村

辰

七郎左衛門

一、三貼代三匁北山田村 一、壹貼代壹匁 水口村

四月九日

大惣代

一、壹貼代壹匁 藪塚村

ノ

肝煎名主

四月十七日受取

吉兵衛

一、六貼代銀六匁下之鄉村 一、八貼代銀八匁上之鄉村

右四月十一日寺崎村より受取十三日東ら見村へ順達ス、

此金壹朱ト三百九拾文

此金貳朱ト八拾文

写を以小組合相廻ス

四月十五日受取

一、四貼代銀四匁大谷木村 一、三貼代銀三匁岩井村

此金壹朱ト四拾文

此錢五百貳拾文

ノ金壹分ト壹貫五拾文

一、九貼代九匁東ら見村 一、壹貼代壹匁新笈村

一、貳貼代貳匁宮原村 一、拾五貼代拾五匁一宮本郷

右之通り割合ニ相成候間、小組村々へ早々配当之上出銭

分御取集大惣代吉兵衛方へ御届ヶ被下度奉頼候、右得御

意度如此御座候、以上

以廻状得御意候愈御堅勝奉賀候、然は総房鎮靜方信田歌之輔様附属吉田次郎様外八人昨十一日御通行ニ而当駄御昼喰ニ相成、猶又今十二日阿部邦之助様附属石井誠司様外五人御通行御小休ニて直御繼立ニ相成候間、此段御案内迄如斯御座候、已上

四月十二日

一宮本郷村

寄場

名主助

一宮本郷村

七郎左衛門

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

此内訳

五拾人

川嶋村より出

五拾人

上市場村

其村々一村限絵図急速入用之儀有之候間、田畑道山川村

境等色分ケいたし用紙美濃紙式枚繼ケ相認無民家共一村

二付式々通ツ、村役人とも印形いたし最寄惣代を以来る

晦日迄無相違可差出候尤日限迄二不差出村々は嚴重及沙

汰候条其旨相心得此廻状村名下令請印刻附を以順達留り

村より可相返もの也

小川達太郎

辰四月十日

役所

但し増人足とも

小以メ式百五拾人

五拾人

東ら見村より出

五拾人

上之郷村より出

五拾人

下之郷村より出

川須ヶ谷村

川須ヶ谷村

小瀧村 三ヶ村より出

右廻状四月十六日〔未上刻〕新笈村より受取即刻久原村
江順達ス

覚

一、本馬式拾疋

一宮本郷村より出

一、人足式百人

右得御意如此御座候、以上
方へ御差出被下度奉頼候

一宮本郷村

寄場

名主助

七郎左衛門

四月十九日

大惣代

吉兵衛

右四月十九日一之宮より持廻り二而申來候間承知印いた

し相廻ス

但し右人足之儀荷物等大ニ減し候ニ付先此節は見合之趣
猶又追而入用之節は差出呉候様翌廿日一之宮より申越候
ニ付見合候事、上之郷村へ此方より右之趣申遣呉候様頼
ニ付申遣候事

今般鎮靜方人数杯と申偽金錢等却集ニおよび候徒有之哉
ニ承り以之之外之義ニ候、鎮靜方御趣意之義は村々江兼而
申論候条承知可有之候得共、尚又右等之徒徘徊いたし候
ハ、不取敢召捕可申、若手余り候節は切殺し候共不苦候、
且此上鎮靜方人数通行之節は左之印鑑相渡し置候間、引

合之無相違は無滯止宿等致し可申候、尤右印鑑所持之者
ニ而茂金錢等強談申懸候狀、又自己之暴威を逞致候者は
鎮靜之趣意相返候義ニ付兼而申論置候通り村々ニ而早速
召捕切殺候而も聊不苦候、右之条大小惣代より組合村々
小前末々迄不洩様早々可被申聞候、以上

総房三州鎮靜方

辰四月七日

御委任

信田歌之助〔印〕〔印鑑〕

右印鑑寫置之村々へ相渡扣へニ引合可申候

総方寄場村々

大小惣代中

別紙之通り御達し御座候間此段御案内申上候ニ付組合
村々へ印鑑寫置候様早々御通達被下度奉頼候
右得御意度、如斯御座候、以上

一宮本郷村

月番名主

七郎左衛門

辰四月十八日

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

右四月十九日寺崎村より受取廿一日東ら見村へ順達ス、
写を以小組合へ相廻ス

以急廻状申達候、此度江戸表より御簾本御家人多人数総
房三州江一ト先御引上ニ相成、右ニ付夫々通行致候得共
各頭支配茂附添居候間、決而乱妨ケ間敷儀無之様
兼而談判いたし置候間百姓共一同安心可被致哉、若不法
之儀も有之候節は其支配頭へ訴出可請所置候、以上

総房三州鎮静方

御委任

辰四月十九日

信田歌之助

已刻出

上総

埴生郡

長柄郡

夷隅郡

右寄場

組合村々役人中

右寄場村より組合村々へ不洩様急速可相達候

別紙之通り御廻状を以御達しニ付此段御案内申上候、小
組合村々無洩落御通達被下度奉頼候、以上

一宮本郷村

名主

七郎左衛門

辰四月廿日

大惣代

吉兵衛

房総鎮静方金野竹次郎様・石井誠司様都合四人今廿日当
駅御通行御繼立ニ相成申候間、此段御心得のため御案内
申上置候、以上

四月廿日

右廻状四月廿一日寺崎村より受取翌日東ら見村へ順達ス、

写を以小組合江相廻ス

一宮本郷村

外拾六ヶ村

役人

今般官軍兵食賄向ニ付其村々并組合村々共高百石ニ付左
之通

一、白米三俵宛

但四斗入

一、金三両ツ、

持参可相触^前候、以上

右之通ニ付米金共当月十六日より廿九日迄無相違差出候

右之通會計方御役所より御達ニ付則写書御廻申上候

様其節一村限り高証書相添品川宿官軍賄所へ持参相渡可
申候、尤此方よりも右証書は同様相達可申候、且遠村等
ニ而正米運送難渋之向は時相場を以石代金納ニ而も不苦
候、尤も右は追而從朝廷御下ケ金ニ相成候ニ付其節は相
当之歩合を附御下ケ被遣候間、左様相心得可申候、尤組
合村々江は親村より相触廻状村下へ令請印刻付を以急速
順達留り村より此方江可差返もの也

附而は本紙入御覽御相談仕度存候間小組合村々名主方御
同道明後廿三日早朝より宿内高原屋五郎兵衛方へ乍御苦
勞御出会被下度奉存候、尤代人無之様御通達可被下候、
以上

一宮本郷村

寄場名主

七郎左衛門

東海道先鋒

辰四月廿一日

大惣代

総督府附

肝煎名主

四月十五日

會計方 御判

吉兵衛

上総国長柄郡

右四月廿二日寺崎村より廻状到来即刻東ら見村へ順達ス、

写を以小組合江相廻ス

一、四月廿一日夜五ツ頃池田七郎左衛門方へ強盜四人二而短刀拔之押入、家内之者不殘しぱり置家之中土藏共不殘探索盜ミ被取候品左之通

一、金錢ニ而凡八両計り 但し金七両余錢三分余之趣

一、脇差 壹腰

一、煙草入 壹ツ

一、財布 三ツ

一、印形 壹ツ

メ外帶壹本是は翌朝池田淺間山下夕往還ニ落し有之取返し候よし

右之通り盜ミ被取候趣尤怪我人等少々有之、且品々取散し有之候旁被取候品耽ともいまた分り兼凡右之趣翌廿二日七郎兵衛より届ケ有之候事

追而村々より別紙雛形之通請書可差出候

近來鎮靜方名前を唱宿村へ人馬被差出又は無代休泊且金

策と申掛候ものも有之哉ニ相聞以之外ニ候自然右様之儀申懸候者有之候ハ、名前取調可申聞若強談等ニ及候者有之候ハ、取押打殺候共次宜次第二而不苦候、其上ニ而速ニ可訴出候以来自分方より差出候諸触書繼人馬先触賃錢帳共印鑑を据廻村被致附屬之者家來共雛形之通印鑑為持差出候条印鑑所持無之者は何事ニ不限一切取用申間敷候、依之引合印鑑拾五枚相達候条村々大小惣代共方へ壹枚ツ、宿々継場々々江壹枚ツ、差置殘之分は留村より若山村藏屋敷江可相返候、以上

房総鎮靜方

阿部邦之助 御判

上総国長柄郡

組合村々

大小惣代中

廻村為致候附屬之者并家來所持印鑑雛形

寄場名主

房総鎮静方

七郎左衛門

阿部邦之助〔附屬家来〕

大惣代

何之誰

肝煎名主

村々より差出候請書雛形

吉兵衛

御達之趣承知奉畏候、御別紙御印鑑何枚〔触附・何村より〕請取内忝枚私方へ奉請取残何枚何村へ順達仕候、以上

何之誰〔領分知行〕何国何郡何村

月 日

〔大小〕 坎惣代誰印

今般官軍兵粮賄ニ付米金差出候様追而利足を付從天朝御下ケ被遣候段今般村々へ相触置候処、右は此方ニおゐて金子調達いたし候ニ付、最早差出ニ不及候条此旨左様相心得此段其方共より早々不洩様相触可申候、尤一村限り高附証書此方へ差出可申事

東海道先鋒

総督府附

四月十九日 會計方 御判

以廻状得御意候愈御堅勝奉賀候、然は御用米金一条ニ付
出府之儀兩三日延引ニ相成候間、御案内申上候、日限は
いつれ出立前日ニ可申上候、右御心得迄ニ得御意置候、
以上

右御触四月廿五日一宮より持廻り至来、即刻写を以小組
合へ相達ス

右ニ付翌廿六日早朝会所立会村方へ右之段相達ス

辰四月廿五日

一宮本郷村

以廻状得御意候愈御堅勝奉賀候、然は官軍會計方江相納
候高附証書之義一村限り帳尻へ村役人調印致し御納可被
成候、勿論当村よりも明後廿八日出府ニ付御頼合も被成
度候ハ、明廿七日夕刻迄ニ御役人中ニ御持參可被成候、
小組村々江も早速御通達被下度

右得御意如斯御座候、以上 一宮本郷村

寄場名主

四月廿六日

七郎左衛門

肝煎名主

大惣代吉兵衛

右四月廿七日寺崎村より至来即刻東ら見村へ相達ス

且右之趣小組合へ相達し高附証書認調印之上小組合同

一宮へ相頼候事

閏四月朔日籠草茹山明四日なき山閏四月三日朝立会於会
所惣代一同相談仕附取極左之通

十五日より本植
右之通り相定め候事

木更津撰擇寺

本陣

撒兵方

村々名主中

此度当国江大人數操込罷居り候義は皆徳川御家之為且は
農商安堵之ため罷越候故にて別義ニあらず、若万一恐怖
又疑惑を生し候而は甚以心得違ニ付依而此度光明寺・光
徳寺を以万民猶安心いたし候様為鎮撫右光明・光徳之両
寺江託し委敷申論度廻村為致候間式百有余年之御国恩を
難有承伏致早々村々へ廻文可致もの也

慶応四辰年 徳川

閏四月日

撒兵方

會計

横田村始

村々

十一日 早稻植

十四日 寺方病人植

役人中

右之通り御触書御達ニ付此段御案内申上候間夫々へ御通達被下度被存候、且先日官軍會計方へ村高証書書上候処御用済相成、昨六日帰村いたし勿論諸雜費は追而可申上候得共不取敢右得御意候、以上 一宮本郷村

閏四月七日

月番名主

太兵衛

肝煎名主

大惣代吉兵衛

一、五月八日雨乞年番北山田村より廻状ニ而先月中より引続雨天作物等二も痛相見え候様子ニ付雨乞組合一同天氣祈禱致度旨申来候間、翌九日より村方日待銘々社參可致趣相触候事

一、五月十二日例年稲虫送り日待

一宮藩

廻状

玉置源左衛門
堀内村司

加納嘉元次郎

其方領地近傍無頼之悪徒等蜂起良民を逆害候ニ付為鎮靜巨魁生殺之權其方へ可委任候間精々鎮撫至当之所置可有之候事

辰五月 総督印

右之通被 仰出候間為鎮靜組合村々時々見廻り之者差出候、依而は悪徒共集屯又は潜居いたし候義も有之候ハ、廻り先或は一宮表へ早々訴出可申候

但し組合之外村々ニ而も訴出候ハ、鎮靜方取扱可申間

近郷村々江も寄々通達被下度被通達致し置可申候
一、時宜次第勢力村夫申付候義も可有之、其節は壯健達者之もの相撰速ニ差出脇刀之心得兼而申合可置、尤万石以上之領地は此外之事

右之通相心得廻状早々順達從留一宮へ可相返候、以上

一宮

五月十日 役所印

川嶋村始

組合村々畧之

村々役人中

別紙廻状忝通領主役場より被相渡候ニ付早速御達申上候間、御披見之上村名下へ請印致し刻付を以早々御順達留り村より拙村へ向ケ御返却可被下候、以上

一宮本郷村

寄場名主

辰五月十一日

惣右衛門

肝煎名主

大惣代吉兵衛

右御廻状五月十一日夜九ツ時岩井村より至來、翌早朝上之郷村へ順達ス

以廻状得御意候、連日不勝之空合御同然困入申候、然は

今般当領主鎮靜御委任被 仰付候廻状兼而御達し申候通ニ御座候、右ニ付見廻り人数罷出候砌は銘々腰兵糧等用意差懸り候村方ニ而支度致候得共、追々炎暑ニ差向候間支度中立息候丈ヶ之場所如何様之見苦敷所ニ而も宜敷候間御見立置、且吞湯御用意丈ニ而其他決而無御差構様御取計可被下候旨兼而御通達方被申付候間此段御頼申置候、未々廻状面御披見無之御村方も可有之候得共、其小組かざり御通達之上御心得置相成候様不取敢御案内まで如斯御座候、已上

一宮本郷村

寄場

名主

辰五月十一日

惣右衛門

肝煎名主

大惣代吉兵衛

右廻状五月十五日寺崎村より至來、翌朝東ら見村へ相達ス、写を小組合江廻ス

一、五月十八日尾張山道普請如例岩井村へ橋々繕ひ呉候

様申遣山明廿日之積一同へ申達候事、但し是迄雨天続二而追々延引致ス

一、五月廿三日雨天続二付雨乞、組合一同天氣祈日待

一、五月廿六日一之宮鎮静方御廻り植木豊之丞外上下式拾三人御通行、平左衛門方御小休、直御出立村役人兩人上之郷境迄御案内致ス

一、六月朝日上宿^{（下）}下根方惣代共より田方一円水干揚り候二付堰水出し呉候様善八を以取次願出候間、水番金左衛門へ申付、三日より大坊・東谷・小谷三ヶ所堰水出し、四日上根方一同より願呉候趣入山津堰出水之義金左衛門より願有之ニ付出ス、四ヶ所共五日壹番水相済樋口相止め候事

一、下八郎兵衛忤丑松先年御屋敷夫人御奉公ニ差上候処、御屋敷出奔、尤病氣願下ニ相成居候得共、其後三四年村方へ不立婦一向不沙汰ニ致置、当五月中旬先非後悔致し参り候趣、組頭八郎右衛門伺として参り候間、先当分之間慎ミ居候様可申聞置趣申聞、尤当人義格別村向へ対し不調法之義も無之、御屋敷出奔之義も病氣下ケニ相済候

間只前々より不身持親共へ心配相懸三四年村方へ不立婦、此節世上物騒之折柄行所なく無是非参り候様ニ落入候間、為糺明慎ミ申付置候処、追々当人先非改心之旨御宥免願出候間、六月廿八日組合差添当人呼取利解申聞差免し遣ス

以廻状得御意候、時下秋冷ニ御座候処、愈御堅勝奉賀候、然は御談示申上度義御座候間、無名代明後九日朝飯後早々当宿玉の井八藏方へ御出会可被下候、右得御意度如此御座候、以上

一宮本郷村

寄場名主

七郎左衛門

大惣代肝煎名主

吉兵衛

右廻状七月八日寺崎村至來、即刻東ら見村へ順達ス

追而此触書元取締組合親村より写取組合限り刻付を

以相廻し村々令請印留より宿村繼ニ而民政裁判所江
可相返候、以上

今般江戸鎮台被差置、元評定所之儀は民政裁判所と御唱
替相成、関八州村々公事出入諸願筋旧幕府勘定奉行江申
出候分取捌遣し候間、諸事は迄之通可相心得候事
右之通関八州村々役人小前末々迄無洩可触知もの也

辰六月廿九日 民政裁判所御判

右御触七月九日一宮小惣代出会之節写相廻る

追而此触書元取締組合親村ニ而写取組合限り刻限
付を以相廻し村々令請印留りより宿村繼ニ而民政
裁判所江可相返候

林昌之助其外脱走之賊徒蒸氣船ニ而奥州平潟江揚陸其後
何方之船ニ有之哉、平潟港江蒸氣三艘着岸発砲ニおよひ
候段、不屈之至追々御調之上屹度可被 仰出品も有之候
得共、先当分之内石炭買得運送之義は列藩共ニ願出之上
可取計旨被 仰出候間、若石炭猥ニ運送致し候ハ、見当

次第打捨候者也

右之通被 仰出候条関八州村々役人小前末々迄無洩可
触知もの也

民政

辰七月十二日 裁判所御判

右御触写一宮出〔七月十九日〕寺崎村より至来、翌廿日
東浪見村へ順達写を以小組合へ相廻ス

今般柴山文平上総国房州監察兼知県事被仰付、上総国八
幡村江出張被致支配所万事猶同所被聞札候間下総・常州
是迄小川辰太郎支配所之分も同様之義ニ付可申出事候
ハ、同所江可申出候、且又傍示杭左之通早々相改可建替
候

正面ニ

御料従是〔東・西〕坎知県事柴山文平支配所

傍ニ

何国何郡 〔何宿・何村〕坎

傍二

年号月

慶応四年三月

太政官

御高札は又早々相改左之通相認可掛置候

第一札

定

一、人たるもの五倫之道を正しくすへき事

一、鰥寡孤独廢疾のものを憫むへき事

一、人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるましく事

慶応四年三月

太政官

一、切支丹宗門之義は是迄御制禁之通固く可相守事
一、邪宗門之義は固く禁止之事

慶応四年三月

太政官

一札終

御高札之趣堅く相守へきもの也

慶応四年七月

知県事

柴山文平

第二札

定

何事ニよらすよろしからざる事ニ大勢申合候をと、うとなへ、と、うしていてねかひ事くわたつるをこうそといひ、あるひハ申合居町・居村をたちのき候をてうさんと申す、堅く御法度たり、若右類之儀これあらは早々其筋之役所へ申出へし、御ほふび下さるへく事

右之通相心得書替等不相分村々は上総国八幡村仮役所江罷出可相伺候、且近日中為監察同人支配所村々巡見被致候間、是又可被相心得候、以上

辰

七月十七日

監察兼知県事

已上刻

附属

追而刻付ニ而順達可被致候

以急廻状申上候、陳は組合村給々去卯年分皆済目録写書
取集、早々差出候様被 仰付候間、右写書明廿六日昼後
当村会所江御持參御座候様小組合限り無洩落早速御通達
可被下候、勿論御大名地之分は不及其儀方と相見へ申候、
右申上度早々如此御座候、以上

一宮本郷村

名主

七月廿五日

七郎左衛門

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

右廻状七月廿五日寺崎村より至來、即刻右之趣廻状を以
小組合へ相廻ス、且池田方へも申達し候事

知県事附鹿兒島喜久次様・棚橋忠次郎様上下五人外二道
案内八人昨廿六日当駄御廻村御止宿相成候間此段不取敢
御案内得御意候

一、先日御達し申置候元地頭所江先納之義急速ニ相成候

間明廿八日昼頃迄ニ御申出無之而は差支相成候間有無取
調御申聞御座候様此段小組合限り急速御通達被下度奉存
候、先は不取得御意候、草々以上

七月廿七日

右廻状一宮出七月廿七日寺崎村より至來、即刻東浪見村
へ順達ス、且写を以小組合へ相廻ス

追而触書元取締組合親村より写取組合刻限付を以
相廻し村々有無共令請書留りより宿村繼ニ而民政
裁判所江可相返事

関八州村々盗人引合ニ而旧幕府元勘定奉行所おゐて吟味
中又は吟味以前二候とも盗物と不存買取質取方定法を背、
又は預り候者共何れ茂不埒之至ニ候得共、当正月十五日
以前之分は今般

朝政御一新

主上御元服之

御大札被為濟候、御赦二御咎 御免被遊盜物被盜主共江
預り置候分は其忒渡遣候間難有可存事

右之趣夫々呼出し可申渡之處遠路出府いたすも可為難儀
間格別之訳を以触流候条、関八州村々役人小前末々迄無
洩可報知もの也

民政

辰七月廿二日 裁判所御判

前書之通今般被 仰出候間則御達し申上候小組合かき
り急速御達し可被成候、以上

一宮本郷村

月番名主

辰七月廿七日

七郎左衛門

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

廻状早々御順達留り東浪見村より御返却可被下候

一、知県事御役所江先日差上候請書之写御達し申上候間

壹枚ツ、御取置小組合かきり御達し可被下候、以上

知県事八幡御役所へ差上候請書之写

差上申一札之事

私共村々は迄徳川旗本知行所二御座候処、今般御料相成
可為支配旨被 仰渡御年貢其外都而御役所より御沙汰次
第諸事差支無之様可取計旨且不取締之義無之様可致旨被
仰渡一同承知奉畏候、依之御請書奉差上候処如件

慶応四辰年七月

何村

外何ヶ村

村々

名主連印

一、仁和寺宮

復飾

但し寺務之儀仁和寺門跡二而商量

一、梶井宮

復飾

但寺務之儀梶井門跡二而商量

一、聖護院宮

復飾

但寺務之儀聖護院門跡二而商量

一、華頂宮

復飾

但し一宗鎮西之山寺務之儀知恩院門跡ニ而商量

右之通此度改而寺務之儀被 仰出候間、諸国末寺ニ至迄都而指揮を受候様可相心得、夫々府藩県より可相達旨被仰出候事

六月

右之通於京都被 仰出候間、総州御領内寺院へ可被達候、以上

七月

目付

一、御勘定奉行

小原史

右之通今般被

仰出候ニ付、総州御領内村々寺社へ可被相達候、以上

七月廿七日

目付

今般此方義監察兼知県事被 仰付、上総国八幡宿出張支配所於同所指揮可致候間、其旨相心得同所へ可申出候事

一、天朝より之御触達堅可相守候、自然心得違者共於有之は其掛之惣代名主可為落度候事

一、脱賊は勿論官軍たりとも無心押借等之義申出候もの有之候ハ、召捕可届出候、手向致候ハ、依時宜討取候而も不苦候事

其村々今般柴山文平支配所被仰付、郷村今廿八日引渡候間、可得其意此廻状村名下令請印、刻付を以順達、留り村より可相返もの也

辰七月廿八日 小 辰太郎 御判

九ヶ村新田始

外村々略之

其村々今般自分支配所被 仰付、今廿八日小川達太郎より郷村諸書物請取候条得其意、博奕等都而不取締之儀無之様可致候、此廻状早々順達、留りより可相返者也

〔辰七月廿八日〕 芝文平 御判

今般此方義監察兼知県事被 仰付、八幡宿出張支配所於

同所指揮可致候間、其旨相心得同所へ可申出候事

一、天朝よりの御触達堅可相守候、自然不心得之者共於有之は其掛之物代名主可為落度候事

一、脱賊は勿論官軍たりとも無心押借等之儀申出候もの有之候ハ、召捕可届出候、手向いたし候ものは依時宜計取候而も不苦候事

一、是迄之高札は全ク取除ケ 大政官より被 仰付候御高札早々可相掲候事

一、脱走侍之者又者悪党良民を相害候もの潜居罷在候ハ、早速可訴出候、訴人江は御褒美可被下候、若又隱置候義於露顯は、其家財全没所候義は勿論、其組合名主之者江落度可申付事

一、村々宿々役人共より家々人別を相改、下男又は食客之類其所之人別帳外之者不殘取糺し、名前を認、何方出生之者、何之何月より留置候を可相届候、本ノ限不知尤等は尽く追付致し候義ニは無之候間、其旨相心得候事

但し無宿人足跡之者、其所之問屋人より取調可申出候事

一、浪人は勿論忝人たり共出所或は商売向分明ならざる者共宿をかし申間敷候、且又出所分明たり共二宿目より以上は其所役人承り届置可申事

一、鎮撫方或は取締杯と唱、村方江入込候者は仮令大総督府之命を受たる由申聞候共、知県事之尊チツ、引無之候ハ、取敢申間敷、且触達之趣ヲ申聞、其所ニ留置八幡宿本陣江可相伺候、若逃去候跡有之おゐてハ召捕差出可申候事

一、至急之義又は村方役人関係之義は直ニ飛脚を以可申越候為其村々人足繼立遅延無之様可申合置候、尤日々人足集置候ニは不及候事

一、旧幕領は勿論旗本知行所帰順・不順ニ不抱全御引揚天朝御料と相成此方支配被 仰付候間、旗本名前之傍示杭取除 御料之傍示杭分界江可建候事

一、旧旗本帰順之者、当分御蔵米ニ而可被下候義は当秋より物成等は迄地主江一粒たり共相与へ申間敷候、若押借等致候輩有之候ハ、早々可訴出候事
右之條々法度申渡候条其心得可有之もの也

辰七月

監察知県事

柴山文平

右八幡御役所村高名前書上之節於同所御達之写

覚

三口ノ高

一、永壹貫五百五拾八文下之郷村一、永六貫拾文上之郷村

貳分七厘

一、永六百八拾九文七分給々割合池田分此金六兩卜

銀六分貳厘

一、永百五文八分五厘給々高割同断

ノ永貳貫三百五拾三文五分五厘 三口ノ高

一、永三貫五百 大谷木村

三口ノ高

六拾貳文八分貳厘

一、永貳貫六百九拾六文壹分岩井村此金貳兩貳分三朱卜

此金三兩貳分壹朱卜銀五分壹厘

銀三分貳厘

右は知県事御用寄場役人八幡行入用於組合村々一宮出会

入用并組合村々役人八幡行入用其外右一条二付一宮賄割合、但巨細別紙ニ記し有之候事

右入用割合帳廻状添、八月八日寺崎村より受取、翌日東ら見村へ相達ス、写を小組合廻ス

以廻状申触候、然は別紙四通之通被

仰出候間、村々寺社江も不洩様可被相達候、以上

辰八月六日

斎藤直記

下之郷村

外四ヶ村

名主中

一、詔書之写

一冊

一、御書付写

三通

右之通被 仰出候間、総州御領内村々寺社へも可被

相達候、以上

八月六日

目付

大総督宮鎮台被 免三條右大臣

鎮將被 仰出候事

七月

今般於東京当今鎮將府被立置、駿河以東十三ヶ国 駿・甲・相・豆・武・房・上下総・常・上下野・奥羽 可為支配被仰出候間、此段相達候事

七月

一、駿河以東十三ヶ国諸侯及中下太夫、上士等上京并帰国共一々鎮將府江可届出事

一、同上諸願届等之儀、総而鎮將府江可差出事

一、駿河以東十三ヶ国諸藩公務人一兩人ツ、東京江可相詰事、但相詰候ハ、早々鎮將府江可届出事

右之通被 仰出候事

七月

詔書之写

朕今万機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス、江戸ハ東国第一ノ大鎮四方輻輳之地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ、因テ自今

江戸ヲ称シテ東京トセシ、是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ、衆庶此意ヲ體セヨ

辰七月

右

詔書

慶長年間幕府ヲ江戸に開きしより府下日々繁栄ニ赴候ハ全く天下之勢斯に歸し貨財隨而聚り候事ニ候、然るに今度幕府ヲ被廢候ニ付而ハ府下億万之人口頓ニ活計に苦ミ候者モ可有之哉ト不便ニ被 思食候処、近來世界各国通信之時態ニ相成候テハ専ラ全国ノ力ヲ平均シ 皇國御保護之目途不被為立候テハ不相叶事ニ付、屢東西御巡幸万民之疾苦ヲモ被為問度深キ叡慮ヲ以テ 御詔文之旨被仰出候、孰レモ篤ト 御趣意ヲ奉戴、徒ニ奢靡之風習ニ慣レ再ヒ前日之繁栄ニ立戻り候ヲ希望シ、一家一身之覚悟不致候テハ遂ニ活計ヲ失ヒ候事ニ付、向後銘々相当之職業ヲ営ミ諸品精巧物産盛ニ成り行キ、自然永久之繁栄ヲ不失様格段之心懸可為肝要事

七月

一、御目付役

河野賢藏

右之通今般被

仰付候間、総州御領内村々寺社江も可被相達候、以上

八月六日

目付

尚以貨銀貳拾五匁御払可被下候

廻状を以得御意候、先以各様方御揃御清勤恐悦奉存候、

然は元御支配より去卯年御割付・皆済御目録御引替之趣

私方江御達有之候間、御小手形御取揃早々御出府可被遊

候、先は右申上度如斯御座候、已上

辰八月

松野屋

豊藏

九ヶ村新田始貳拾八ヶ村

右廻状八月十四日和泉村より受取、村方留り

今般別紙之通被 仰出、社寺裁判所被為廢候ニ付、府内

は勿論府外之社家寺院諸願伺届等は迄裁判所江差出来候

分、来ル十二日より当分鎮將府伝達所江差出可申候事

但府内社寺領之事件并檢使見分等は東京府ニ而当分取

扱、府外社寺領之事件は其藩県ニ而取扱可申、尤其支

配所未定之分は当分民政裁判所江可差出候事

八月

駿河以東十三ヶ国社寺之儀、所部之府藩県ニ而支配可致

候処、其難決事件は府藩県より鎮將府江可申出様今度改

而被 仰出候事

但神社之義兼而 御布令之通勅祭神社大社之向等直ニ

神祇官支配可受候、且寺院之向官位并参内等 朝廷ニ

關係候事は執奏江可申出、若執奏無之分は直ニ鎮將府

江可願出事

七月

從 東京府別紙写之通被

仰出候間総州御領内社寺へ可被相達候、已上

右御廻状八月十六日拝見、翌日桜谷村へ達ス

以廻状得御意候、秋冷之候愈御堅勝奉賀候、然は民政御

裁判所より賊徒とも官軍と唱村々強談いたし候族も有之

哉之趣ニ而今般御触書を以被仰渡并引合御印鑑万石以下
壹村限り御下ケ渡ニ相成、右御請書差上候間来ル廿一日
昼前迄ニ各村かきり名主組頭兩判御持参村方役所へ御越
し被下度、其節御印鑑相渡申候間、小組合かきり御通達
可被下候、右得御意度如斯御座候、已上

但し百石已上并元知行所入会之分は知行所御役中ニ而
御出可被下候、已上

一宮本郷村

寄場

名主

八月十八日

太兵衛

ッ

惣右衛門

右八月廿日寺崎村より受取、即刻東ら見村へ順達ス、写
を以小組合へ相廻ス

差上申御請書之事

近来在々所々江賊徒共官軍之姿ニ仕成押込盜又は金穀強
談等いたし候族も有之哉之趣不屈之至ニ付右牀之及所業
ニ候もの有之ニおゐてハ於其所速搦捕其筋江可訴出は勿
論之事ニ候得共、今般格別嚴重ニ御取締筋被 仰出候ニ
付而は別紙印鑑壹枚ツ、壹村毎ニ下渡遣候間以来官軍出
役之由申唱参り金穀人馬等之義ニ付及談判候もの有之節
は右印鑑を引合真偽可相糺、若其もの引合印鑑所持不致
ニおいてハ無用捨差押置其筋江可訴出、若手余候ハ、何
様嚴重之処置ニおよひ候共不苦事

右之通被 仰出候間関八州万石以上領分相除、御領并社
寺万石以下知行所村々江別紙印鑑壹枚ツ、下ケ渡もの也

今般武蔵国巡察并関東川々定式御普請所見分為御用横川
源蔵江御勘定方附添当八月十四日江戸出立致候条其段可
相心得候

一、其組合支配所村々当辰御年貢米之儀御米操之次第も
有之候ニ付当九月中より御廻米江戸浅草御蔵納相成候様

可取計

右之達条得其意村下令請印其組合限刻付を以順達可致もの也

知県事

長南役所

八月十四日

旧幕府旗下不帰順之もの知行村々之儀追而御所置可被仰出候得共、当辰夏成年貢金之義は私領引付之通相心得、安房・上総国知県事柴山文平役所江早々上納可致もの也

民政

裁判所 印

追而本文触之趣承知之旨別紙請印帳江村役人とも印形いたし無遅滞順達留りより知県事役所江可相返候、已上但八月□□上納

右之通民政裁判所より触書被相渡候間写相達候条得其意

村々帰順有無相糺不帰順之分は当八月晦日限上納可致旨村役人共請印帳江致印形急刻付を以順達留りより上総国長南宿自分役所江可相返もの也

知県事

柴山文平

役所

一宮本郷村組合

〔大小〕惣代

追而支配所内七拾歳以上之もの早々可書出候、且孝子順孫奇特之者并極貧之もの共義も有之候ハ、取調書出候、以上

追而組合村へ可相達候もの也

一、組合村々之内余業稼賃渡世之もの持高名前売人別取調之事

一、穀物渡世之者前同断之事

一、種菓子渡世前同断之事

一、味噌造渡世人壱ヶ年造高桶数入目寸法造蔵とも醤油造之者同様可取調事

一、絞油渡世之者絞立木口数并絞小屋梁間桁行等可取調

事

一、材木渡世之もの名前持高可取調事

一、炭薪渡世之もの前同断之事

一、蠣灰竈持共天保十三寅年以後新規之分前同断之事

一、石灰竈前同断之事

一、九月四日一之宮御鎮撫方御廻り吉川様外上下式拾三

四人二而平左衛門方御小休夫より大谷木村へ御通行、尤

村役人兩人村境迄御案内いたし候事

(挟み込み紙2・表)

「二月十一日発売」

(挟み込み紙2・裏)

「慶応四年

御料

私領御用留

ウ3116

下総 一宮藩 布佐役所

乍恐以書付奉申上候

上総国夷隅郡・長柄郡村々組合大惣代左之名前之者とも奉申上候、村々御年貢米之儀浅草御蔵江可相納旨御触達有之二付国元役人共殊之外心配仕在府之私共江申越折柄名前之者共御用先二而出会何れも心配罷在候二付左之通見込を以奉申上候、一体国内米穀不足之地二而旧来七八分地扨二相成融通仕来候得共近年米価高直二而細民難渋不少然ル処今般皆津出相成候而は尚以米価騰揚いたし候は眼前之義二而国民騷擾も難計私共深心痛仕候、就而は乍勝手其村々役人共より相当之地扨被 仰付度旨奉願候義も可有之奉存候得共此段格別之以御含訳御聞濟被成下置候様御憐愍之御沙汰奉願上候、已上

辰八月

上総国長柄郡

一宮本郷村

大惣代名主

吉兵衛

以廻状得御意候、秋冷之節御座候処愈御堅勝奉賀候、然

は別紙之通り村々御年貢江戸廻し相成候而難渋ニ付地扨
相成候様被 仰付度旨最寄組合大惣代連印ニ而江戸仮役
所江出願いたし候処、長南表江可願出旨御利解も御座候
得共押而相願候処御取揚ニ相成候間、於長南御役所江も
可願出旨出府人吉兵衛より申送りニ付不取敢御案内申上
候間、小組合限り早々御通達可被下候、以上

一、油屋ノ木壺ト口葉種式斗ツ、去ル卯年未納分共早々
取立来ル九月晦日限り会計御役所江可納旨被仰渡候段申
遣候間、是又小組合限り右渡世之者共江御申付可被下候、
先は右之段御案内申上候已上

一宮本郷村

月番名主

辰九月五日

惣右衛門

々

太兵衛

小惣代名当

尚々先月中知県事御役所より当組合内道案内之もの差支
候ハ、壮健達者成もの可差出旨御沙汰ニ付壺人差出置候

処、外組合之振合ニ随ひ手当致呉候様申聞も有之候間、
右追而御相談申上候得共、御含置可被下候、已上
右廻状願書共九月七日寺崎村至来、即刻東浪見村へ達ス
写を以小組合へ廻ス

東京府より被 仰出候御書付写三通総州御領内村々杜寺
江可被相達候、以上

九月

目付

当辰年之義国々寄戦争又は風水災等茂有之米価扨騰諸民
難渋之趣相聞候、依之当年酒造之儀元高三分一仕込可申、
万一心得違過造等いたし候者は嚴重御咎可被 仰付候条
此段向々より酒造人共へ可相達事

辰八月

行政官

八月廿一日徳川より届書

品川沖碇泊罷在候当家軍艦并蒸氣運送とも去十九日夜何
方へ欵立去申候、右は私共ニおゐて進退相達候儀ニは無

辰八月

之候間、早々行先探索仕相分り次第追々申上候様可仕候、
且軍艦頭榎本釜次郎・勝安房其外江宛差越候書面之趣ニ
而は都而惊慢不敬之至殊ニ名分相弁不申罷在候次第畢竟
私共不行届ニより右様立至候段甚以奉恐入候儀ニ付猶取
調可申上候と奉存候得共先此段不取敢御届申上候、□上

八月

徳川亀之助

重役

品川沖碇泊之軍艦蒸氣運送船共去十九日夜致脱走候趣并
右船乗組榎本釜次郎残書等差出候処全奉対 朝廷惊慢
不敬名分不相弁慶喜謹慎之意ニ戻り妄動潜乱之所業ニ及

天朝惊慢不敬之残書致置全及乱之所業難被為捨置候ニ付、
別紙之通徳川重役共江 御沙汰被 仰付候間、各□
帰順藩等江相廻り候ハ、早々注進可有之、自然揚陸等致
し候ハ、搦捕差出、若致手向候節は人数を以討取不苦候
旨、兼而相心得可申条被 仰出候事

但右之趣條約各国江も夫々御達ニ相成候事

脱走艦名

は聞届候得共、右脱走之もの挙動之顛末ニ依而は徳川家
之大事ニも致関係候儀ニ付、差向鎮撫之道如何様折立候
心得ニ有之候哉訖度可申上旨被仰出候事

開陽 長鯨丸 回天 美賀保丸
蟠龍 神速丸 千代田形 咸臨丸

辰八月

猶以船乗組一手之者兼而筑地元藝州邸ニ在留

右脱走之節居残候者嚴重取始末糺向之上可申出候

九月廿二日は

聖上御誕辰相当り候ニ付、毎年此辰を以群臣酺宴を賜ひ
天長節御執行相成天下の刑戮被差停候、偏ニ衆庶と御慶
福を共ニ被為遊候思召ニ候間、於庶民も一同御嘉節を奉
祝候様被 仰出候事

八月

是迄 先帝御発喪十二月二十九日ヲ以御忌日と被為
定、毎月御日柄御精進被為遊候処、今般 制度復古之
思召を以第一 御追孝之 御深慮古礼ニ被為基以來
崩御御正忌之通り十二月二十五日ニ被為定候、仍而は右
正当

御祭日之儀是迄よりは一段恭敬至重ニ御祭典可被為遊、
尚毎月二十五日御遊宴等は被為慎御精進坏之米弊ニ於而
は廃止被仰出候事

八月

先般海内一家東西同視之思食を以東京之儀被 仰出候

処、当春卒然兵馬之事起候より以來東国無事之蒼生賊類
之為ニ塗炭ニ陥り流離艱難其生を聊せず、依之 御
親臨御綏撫被遊度非常御手輕御行装を以不遠 御出輦可
被為在候之旨被 仰出候事

八月

以廻狀得御意候、時下秋冷之候弥御堅勝奉賀上候、然は
酒造濁酒造醬造人より冥加金上納残り分割返し申度、未
納之分は当日御持參可被下候、且小惣代方江は御相談申
上度義御座候間右稼人一同御同道来ル十三日朝飯後早々
升屋喜兵衛方迄御出会被下度、右得其意度如斯御座候、
已上

一之宮本郷村

名主

惣右衛門

九月十一日

大惣代名主

吉兵衛

今般脱賊共西上諸藩江立廻り良民及難義候間、諸藩以兵隊進撃候条、万一相洩候殘賊其組合村々江致潜伏候哉も難計、右等之義有之候ハ、無手拔取締方いたし可召捕且手余り候ハ、打殺候とも不苦候若等閑之義於有之は可為曲事もの也

知県事

辰九月十二日 役所 御判

別紙之通知県事御役所より御廻状を以御達しニ付不取敢御案内申上候、小組合かきり急速御達し可被下候、以上

一之宮本郷村

名主

惣右衛門

九月十四日

大惣代

肝煎名主

吉兵衛

一、上根方新右衛門忤新助難洪ニ付当九月より来秋迄酒

屋奉公稼致度趣組頭庄兵衛取次願出候間聞濟遣ス

一、上宿三郎兵衛前同断之趣庄兵衛より願出候間聞濟

一、同六兵衛忤藤吉年来親勘当ニ有之候処、先非後悔改心之趣ニ付帰参願夏中組頭亀五郎より内々伺ひ候旨申出も有之候処、当時世上物騒之折柄無抛帰参願候筋ニも相当り候間、先当分他親類へ預ケ置弥改心之見留も有之候得は折を以差免し可遣旨申聞置候処、此節源右衛門義同様之義ニ付差許候間、藤吉一同五台惣代共詫ニ付九月十八日会所へ呼取許し遣ス